

生活保護法における 介護扶助の実施について

川崎市役所健康福祉局生活保護・自立支援室



1. 被保護者における介護扶助実施について

【生活保護受給者と介護保険の関係】

< 65歳以上の被保護者 >

⇒介護保険の第1号被保険者として、利用者負担分（1割）が介護扶助として給付されます。

< 40歳以上65歳未満の医療保険加入者 >

⇒特定16疾病により介護が必要と認定された場合、介護保険の第2号被保険者として、利用者負担分（1割）が介護扶助として給付されます。

< 40歳以上65歳未満の医療保険未加入者 >

⇒介護保険の被保険者にはなれませんが、特定16疾病により介護が必要と認定された場合、生活保護より介護に要した費用の全額（10割）が給付されます。



【介護保険給付と介護扶助の適用】

介護保険サービスの区分支給限度基準額		超過分／ 別途利用 者負担分
保険給付 (9割)	利用者負担 (1割)	
被保護者でない 介護保険被保険者	介護保険給付	自己負担
被保護者の 介護保険被保険者 (第1号・第2号)	介護保険給付	介護 扶助 (1割) 自己負担
生保10割者	介護扶助 (10割) ※サービス計画作成等のケアマネジメント費用を含む	自己負担

※別途利用者負担分...特別なサービスの利用料やデイサービスの食事代、おやつ代など

* 太枠で囲まれた部分が生活保護から介護扶助として国保連を通じて給付されます。



2. 福祉事務所における 介護扶助の決定について

●介護扶助の実施にあたって以下の3点にご注意ください。

- 1.被保護者が新たにサービスを利用する際は、事前に福祉事務所への申請が必要です。
- 2.「サービス利用票及び別表」は、介護券の発行に必要な書類ですので、毎月福祉事務所に提出をお願いします。
- 3.介護保険の支給限度額を超えるサービスや対象外のサービスについては、介護扶助による給付は認められません。

* 詳しくは福祉事務所にお尋ねください。



3. 介護券について

- 被保護者については、介護券が発行されます。

必ず介護券に基づいて国保連に介護扶助費の請求を行ってください。

なお被保護者であっても、自己負担が生じる場合があります。自己負担額については、介護券の「本人支払額」の欄にて確認し、介護報酬請求の際には「公費分本人負担」の欄にその金額を記入の上、国保連に請求してください。

(左下が月 1 回 2 1 日頃送付する集合券、右下が個別・随時に発行する単独券)

[illegible][illegible]

介護扶助の請求、支払いには 「介護券」が必要です

- ・介護扶助の「（予防）訪問看護」、「（予防）居宅療養管理指導」について

⇒サービスの請求を行うためには、指定医療機関としての届出に加え、
指定介護機関としての届出が必要です。

指定介護機関としての指定を受けた上で、毎月必ず福祉事務所から
介護券の発券を受け、内容を確認の上で請求を行ってください。



「（予防）居宅療養管理指導」に関する注意点

- ・福祉事務所では、ケアマネジャーから提出を受けた「サービス利用票及び別表」により利用サービスを確認して介護扶助の決定し、介護券を発券しています。

しかし「（予防）居宅療養管理指導」についてはケアプラン外（区分支給限度額外）であるため、福祉事務所での確認が困難です。介護扶助の給付に必要な介護券をケースワーカーが発券できるように、

「（予防）居宅療養管理指導」サービスを請求する場合は必ず「サービス利用票及び別表」に記載してください。



4. 生活保護法における指定介護機関の指定等

▶ 大きく分けて以下の3つの手続きがあります。

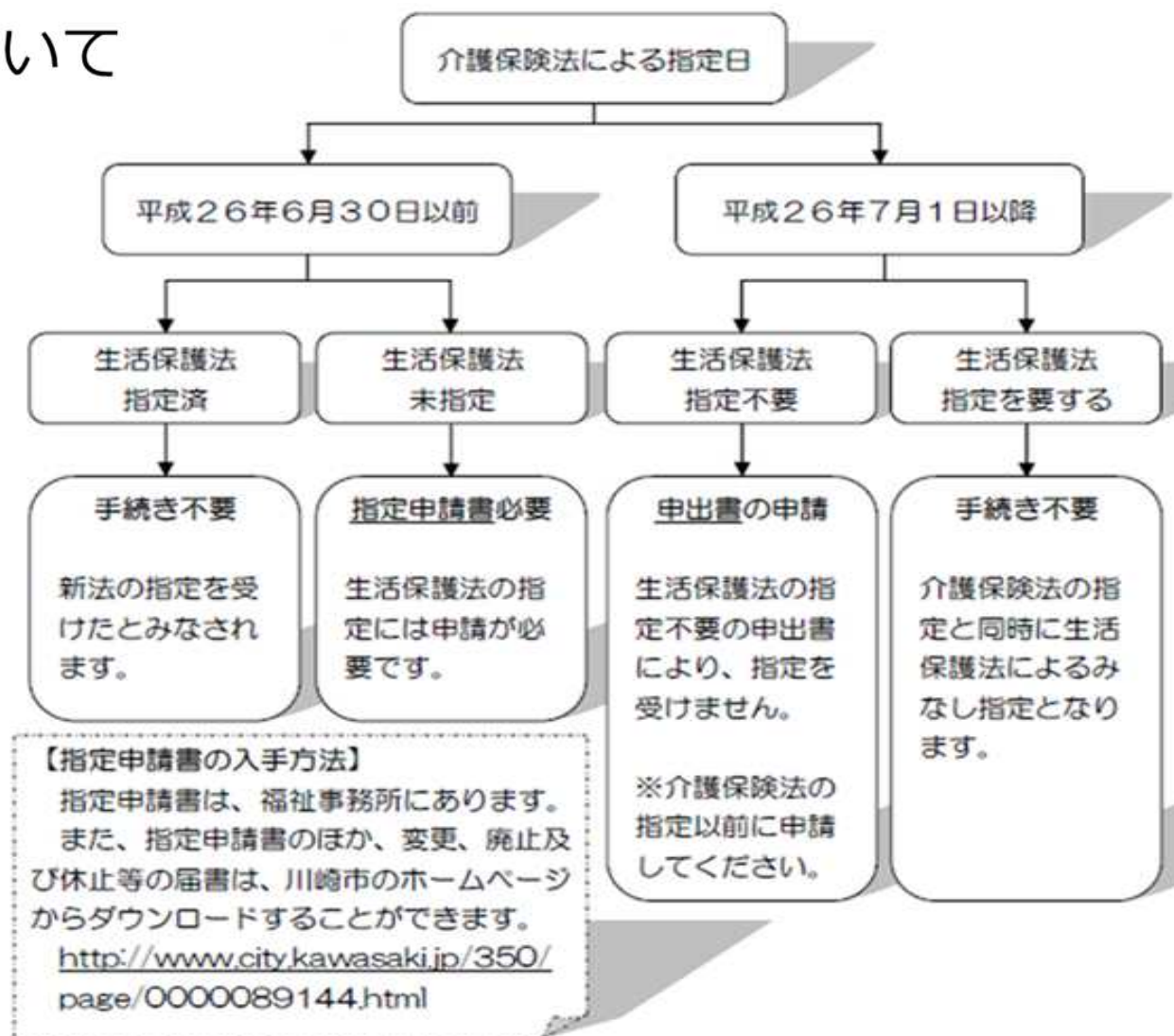
- ①指定を受けるとき
- ②変更をするとき
- ③廃止したとき

介護保険での事業所の指定日が平成26年6月30日以前と、平成26年7月1日以降で手続きが異なるので注意してください。

- 各申請書については福祉事務所で受け取ることができるほか、
川崎市のホームページ（トップページ→暮らし・手続き→福祉・介護→生活保護法指定介護機関の申請・届出について）からダウンロードできます。
- また、川崎市ホームページよりオンライン手続きかわさき（電子申請）にて、オンラインによる申請手続きが可能です。



①指定について



平成26年7月1日以降に介護保険から事業所の指定を受けた場合は、原則生活保護での指定手続き不要です。



* 生活保護の指定は、介護保険による指定を受けたサービスが対象になります。

提出書類

- ・ 生活保護法指定介護機関指定申請書（第58号様式の2）
- ・ 誓約書



提出先

事業所の所在地を管轄する福祉事務所

川崎市以外の事業所については、事業所所在地の
生活保護主管課に相談してください。



②変更について（全事業所対象）

- ・変更の届出が必要な事項

事業所、開設者、管理者等について変更が生じた場合



提出書類 生活保護法指定介護機関変更届書（第59号様式の2）

提出先 事業所の所在地を管轄する福祉事務所

＊川崎市内での移転による変更の場合は、移転後の所在地を管轄する福祉事務所へ提出をお願いします。



③廃止について

- ・ 廃止の届出が必要な事項

- 1.事業所全体、または指定事業の一部を廃止する場合
- 2.事業所番号の変更、川崎市外へ事業所が移転する場合 等



提出書類 生活保護法指定介護機関廃止・休止届書
(第60号様式の2)

提出先 事業所の所在地を管轄する福祉事務所

* 平成26年7月1日以降に介護保険の指定を受けた事業所については、介護保険に廃止手続きを行うと生活保護の廃止も同時に行われるので手続き不要です。



●その他の申請について（全事業所対象）

届出の種類	届出事項	届出の時期	提出書類
休止届	事業所を休止する場合	介護保険と同時	生活保護法指定介護 機関廃止・休止届書
再開届	休止していた事業所を再開する場合	介護保険と同時	生活保護法指定介護 機関再開届書
処分届	介護保険法による処分（指定の取消し、設備の使用制限、変更命令、業務運営の改善命令、許可の取消し等）を受けた場合	処分を受けた時	生活保護法指定介護 機関処分届書
辞退届	生活保護法の指定を辞退する場合	辞退予定日の 30日前	生活保護法指定介護 機関指定辞退届書



5. 生保10割者の介護給付費の 取り下げについて

介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者（生保10割者）の介護給付費の取り下げを行う場合は「介護給付費取下依頼書【生保10割者用】」を記入の上、福祉事務所へ提出してください。

「介護給付費取下依頼書」については福祉事務所で受け取るほか、各申請書と同じく川崎市のホームページ（トップページ→暮らし・手続き→福祉・介護→生活保護法指定介護機関の申請・届出について）からダウンロード又はオンライン手続きかわさきより手続きができます。



ご清聴
ありがとうございました



終

